○総務省告示第二百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書について、河井克行後援会「三矢会」連合会及び日本の夢創造機構に関し訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和四年総務省告示第三号（政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを削り、訂正後欄に掲げる対象要旨は、これを加える。

| 訂正後 | 訂正前 |
|---|---|
| **令和３年解散分** | **令和３年解散分** |
| **〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕** | **〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕** |
| **河井克行後援会「三矢会」連合会** | **河井克行後援会「三矢会」連合会** |
| ［略］ | ［同左］ |
| 報告年月日　3. 5.14（3. 5.11解散） | （関係書類が押収されているため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。）<br>報告年月日　3. 5.14（3. 5.11解散） |
| 1　収入総額　0 | 1　収入総額　不明 |
| 2　支出総額　0 | 2　支出総額　不明 |
| ［削る］ | 3　資産等の内訳　不明 |
| **日本の夢創造機構** | **日本の夢創造機構** |
| ［略］ | ［同左］ |
| 報告年月日　3. 5.13（3. 5.11解散） | （関係書類が押収されているため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。）<br>報告年月日　3. 5.13（3. 5.11解散） |
| 1　収入総額　541,024<br>前年繰越額　541,024 | 1　収入総額　不明 |
| 2　支出総額　128,744 | 2　支出総額　不明 |
| 3　支出の内訳 | ［新設］ |
| 経常経費　118,744 | |
| 備品・消耗品費　43,350 | |
| 事務所費　75,394 | |
| 政治活動費　10,000 | |
| 組織活動費　10,000 | |
| 4　資産等の内訳<br>〔借入金〕<br>河井　克行　3,000,000 | 3　資産等の内訳　不明 |

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。